

令和 8 年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例
姫カツの取扱いについて

令和 7 年(2025 年)12 月 25 日
姫路市教育委員会 健康教育課

1. 兵庫県中学校体育連盟が定める地域クラブ活動の取扱

学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障を担い、競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしないスポーツ活動を示し、この特例においては以下の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を想定している。

- ・市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」※
- ・それ以外の「地域クラブ活動」<その他の団体>

※本市においては、国(スポーツ庁・文化庁)の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で定められた認定地域クラブ活動と同義で取り扱う。

上記で定められた地域クラブ活動のうち、兵庫県中学校体育連盟が、令和 8 年 1 月 9 日付「令和 8 年度兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」に定める条件を満たし、兵庫県中学校体育連盟に認定された団体が令和 8 年度の兵庫県中学校体育連盟主催大会（予選大会を含む）に出場することができる。

※認定にあたり、競技ごとに定められた細則に合致することが最優先となる。

2. 姫路市における地域クラブ活動の取扱い

認定地域クラブ活動は、令和 8 年度の新人大会から適用開始とする。（駅伝も含む）

姫路市の取扱	県中体連が定める取扱	中体連主催大会への参加申請手続き
<p>姫カツクラブ登録団体</p> <p>※市（姫カツ運営事務局）が運営・管理主体となる活動</p>	<p>認定地域クラブ活動</p>	<p>姫路市教育委員会（健康教育課）に申請</p> <p>・参加者確定後(7月下旬)に登録団体から申請</p> <p>※手続きの詳細については3月の事務説明会で連絡</p>
<p>姫カツ連携活動団体</p> <p>他の地域クラブ活動</p>	<p>その他の団体</p>	<p>各クラブより県中学校体育連盟事務局に申請が必要</p> <p>・新 2・3 年生：2 月末まで</p> <p>・新 1 年生：5 月末まで</p>